

巨大地震・津波に備える事業者への支援

政策提言先 経済産業省

政策提言の要旨

内閣府の有識者検討会は、平成24年3月31日、東海、東南海、南海地震を起こす「南海トラフ」で発生する地震による津波や震度の推計を発表しました。

今回の想定津波高及び想定震度が地域を襲った場合、住民の生命や地域経済に甚大な被害を及ぼすことに懸念が高まっています。

特に、高知県は、最大の津波が到来することや、県内市町村のほとんどが震度7の強い揺れにさらされることが予想されており、事業者の震災対策や官民協働による避難施設の整備等を促進することが必要です。

このため、本県の提言する南海トラフ超巨大地震対策特別措置法(仮称)に基づく産業分野の事前対策として、以下の内容について提言します。

【政策提言の具体的内容】

政策金融機関において、今後「南海トラフ」で発生する地震の津波等による甚大な被害が想定される地域を対象に、中小企業が行う地震の事前対策を支援するための、以下のような融資制度を設けることを提案します。

○地震の事前対策を支援する現行の融資制度の拡充

現在、中小企業が地震の事前対策を行う場合に利用できる日本政策金融公庫の「社会環境対応施設整備資金」について、「防災に資する施設等」に限られている融資対象に、地震対策に併せて行う工場や社屋などの施設整備の経費（移転等の場合に必要となる土地代も含む）を追加

○地域防災に貢献する中小企業を支援する融資制度の創設

中小企業が地震の事前対策を行う際に、地域住民も利用できる避難施設を併せて整備する場合には、更に有利な融資制度を創設

【政策提言の理由】

地震被害への事前対策の実施は、被害の軽減と速やかな復興に役立ち、トータルコストも低減されるという利点がありますが、中小企業にとって、直接的な利益に結びつきにくいいため、対応が後回しになりがちです。

多くの中小企業に事前対策を実施していただくには、融資制度による対応が有効であり、制度の拡充が求められます。

- ・日本政策金融公庫中小企業事業には、「社会環境対応施設整備資金」という事前対策としての融資制度がありますが、融資対象がBCPに基づく「防災に資する施設等」に限定されており、その他の施設の整備や土地の取得費が対象から外れているため、対策を促すほどの支援とはなっていません。
- ・また、地震への対応を加速させていくためには、行政だけの取組みではなく、民間事業者を含めた官民協働の取組みが必要ですが、現状では地域防災に貢献しようとする事業者に対する支援がありません。

【高知県担当課室】高知県商工労働部経営支援課